

乳児応援臨時特別給付金のご案内

令和2年4月28日以降に生まれた赤ちゃんは、一人につき10万円が支給される、国の「特別定額給付金」の給付対象とはなりません。

日の出町では、その赤ちゃんを対象とした「乳児応援臨時特別給付金」を町独自の事業として実施することで、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい中で妊娠期間を経て出産し、子育てをしている皆さんを応援します！

本給付の目的

妊産婦については、感染拡大の影響を精神的にも肉体的にも特に強くうけるところ、感染症拡大の影響を受ける期間に妊産婦であった者の行動制約等における心労を見舞うことです

この給付を受けるためには申請が必要です



● 給付額

対象児童一人につき10万円

● 対象児童

令和2年4月28日～令和3年4月1日の間に出生し、出生時点から申請日まで継続して日の出町に住民登録がある児童

● 給付対象者

対象児童の母親で、児童の誕生日から申請日まで継続して日の出町に住民登録がある方

● 申請期間

申請期間 10月1日(木)～令和3年5月31日(月)

9月末までに出生届を提出した方にはご案内の通知を送付します。

10月1日以降に出生届を提出する方には、児童手当のお手続き等と併せてご案内します。



裏面に続きます。ご確認ください。

乳児応援臨時特別給付金 Q&A

Q. 申請は必要ですか？

A. 必要です。郵送、または子育て福祉課窓口にて申請を受け付けています。

申請には、本人確認書類（マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し）、母子健康手帳の出生届済証明のコピー、申請者の振込口座（金融機関名・口座番号・口座名義）がわかるもののコピーが必要です

Q. うちの子は対象になりますか？

A. 対象になるお子様は、出生時点から申請日まで継続して日の出町に住民登録のある、令和2年4月28日～令和3年4月1日の間に生まれたお子様です

Q. 申請者はだれになりますか？

A. 対象のお子様を出産されたお母様です

Q. いくら給付されますか？

A. 対象のお子様ひとりにつき、10万円です

Q. 対象にならない子はいますか？

A. 誕生日が対象のお子様でも、出生後に転入された方は対象外です

Q. DV被害により子どもと避難しています。対象になりますか？

A. 乳児応援臨時特別給付金の支給を受けることができる場合があります。なるべく早く子育て福祉課までご相談ください。

Q. 子どもが乳児院等へ入所中です。対象になりますか？

A. 乳児応援臨時特別給付金の支給を受けることができます。なるべく早く子育て福祉課までご相談ください。

お問い合わせ先

日の出町役場 子育て福祉課 子育て支援係
電話：042-597-0511（内線299）

「乳児応援臨時特別給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

ご自宅や職場などに日の出町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。不審な電話や郵便があった場合にはすぐに日の出町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。